

平成28年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成28年11月22日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 日程第7 議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第66号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第11 議案第68号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第69号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 発議第3号 議会規律等検討特別委員会の設置について
- 日程第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
- 第6 議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 第7 議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第8 議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第66号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例について
- 第10 議案第67号 市道路線の廃止及び認定について
- 第11 議案第68号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第69号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 発議第3号 議会規律等検討特別委員会の設置について
- 追加日程第1 議会規律等検討特別委員会委員の選任について
- 第14 議員派遣について

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	3番	鏝本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	臼井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	9番	安藤重夫
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番	江崎達己
----	------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	大久保守康		

開会の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまより平成28年第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 安藤重夫君と10番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの24日間とし、11月23日から24日、11月26日から12月4日、7日から14日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日より12月15日までの24日間とし、11月23日から24日、11月26日から12月4日、7日から14日までを休会することに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（上谷政明君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

10月21日、会期1日として、平成28年度第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催されました。

提出された議案は、平成27年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件であり、審議の結果、原案のとおり認定されました。

次に、10月27日、会期1日として、平成28年第2回本巢消防事務組合議会定例会が本巢消防事務組合会議室において開催されました。総務企画委員長の出席もいただきました。

提出された議案は、条例の制定では、本巢消防事務組合行政手続条例の制定について外1件、条例の一部改正では、本巢消防事務組合議会議員等報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件、高規格救急自動車特殊機装及び救急資機材販売契約の締結について、そして平成28年度本巢消防事務組合一般会計補正予算（第1号）を定めるについて、もう1点は、平成27年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての9件であり、審議の結果、原案のとおり可決することに認定されました。

以上、報告とさせていただきます。

なお、会議資料につきましては、事務局に保管してありますので、申し出でいただければ閲覧されて結構でございます。

以上、報告とします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 堀部好秀君。

○議会だより編集特別委員会委員長（堀部好秀君）

議会だより編集特別委員会から報告を申し上げます。

議会だより第52号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでもあります。

掲載内容につきましては、9月に開かれました第3回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、根尾地域の収穫間近の稲穂風景等の写真を掲載しました。2ページからは、正・副議長の挨拶、本巢市議会構成名簿、定例会で議決された27年度会計決算、28年度補正予算の内容と主な議案について、議員活動日誌、会派代表質問、一般質問、委員会活動、審議結果及び各議員の表決、特集1として、しんせいほんの森の開館20年の特集記事の順に掲載し、最終ページには、特集2として外山地域まちづくり委員会の活動の特集記事に掲載しました。

今回は、平成28年9月16日、29日、10月5日、13日、11月17日の計5回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、地方創生特別委員会の報告を委員長に求めます。

地方創生特別委員会委員長 道下和茂君。

○地方創生特別委員会委員長（道下和茂君）

地方創生特別委員会の報告をいたします。

去る11月15日午後1時から、本庁舎第1委員会室におきまして第2回地方創生特別委員会を開催いたしました。委員会には委員7名と議長が出席し、委員会の課題の検討について協議をいたしました。

まず最初に、市総合戦略策定推進委員として議会から選出された委員より地域活性化・地域住民

生活など緊急支援交付金に係る事業実施結果報告について説明を受けました。その後、地域活性化に向けた具体的な取り組みとして、樽見鉄道車両のラッピングの更新について、根尾谷断層などの自然を生かしたジオパークを推進していくための体制づくりについて協議をいたしました。この2件の事業について、今後推進していただくよう、議会といたしまして執行部及び関係機関に提言していくことを確認いたしました。

また、各委員からそのほかに地方創生と地域活性化に関する課題を提出していただき、調査研究していくことといたしました。

以上、地方創生特別委員会の報告といたします。

○議長（上谷政明君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

6番 臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

もとす広域連合議会の報告をいたします。

平成28年第3回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月17日から28日までの12日間として、本巢市役所本庁舎3階議場において開催されました。今定例会では、本巢市及び北方町議会からの選出議員に異動がありましたので、関係する老人福祉及び療育医療衛生の各常任委員会委員の選任が行われました。

定例会に提出された議案は、条例の制定2件、条例の一部改正4件、不動産の譲渡1件、平成27年度決算認定3件、平成28年度補正予算3件の計13件でした。

条例の制定については、もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について及びもとす広域連合職員の公休に関する条例の制定についてであり、総務介護常任委員会へ付託され審査された後、本会議において原案のとおり可決されました。

次に、条例の一部改正については、もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及びもとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてであり、4議案ともに総務介護常任委員会に付託され審査された後、本会議において原案のとおり可決されました。

次に、不動産の譲与については総務介護常任委員会に付託され、執行部より詳細な説明を受けた後、質疑がなされ、土地所有者等が個人か否かの確認について、今回この議案を提出することにした理由について、日ごろの分収林の管理について、伐採した樹木の搬出経費について、伐採する本数について及び譲与を受ける団体についての質疑がありました。また、譲与木の用途については、教育目的に限定すべきである、伐採する樹木であるが広域連合の財産であるので、譲与団体の活動のみに着目するのではなく、用途を確認した上で行う必要があるなどの意見がありました。その後、副委員長から森林環境教育の実践にのみ使用することという附帯決議を受けてはとの提案があり、

審査された後、本会議において附帯決議とともに可決されました。

次に、平成27年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において協議並びに審査され、本庁舎の建物の維持管理費用について、本庁舎の建物の耐震について、職員の人件費について、介護保険特別会計の繰越金について、幼児療育センターの利用者について、利用児童の就学状況について、休日急患診療所における開設時間について、療育医療施設及び衛生施設における基金残高について及び衛生施設の更新計画等についての質疑があり、協議並びに審査された後、その結果を受け3議案とも本会議にて認定されました。

次に、平成28年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算3件については、それぞれ所管する常任委員会において協議並びに審査され、療育医療施設の職員の給与及び職務の級について、老人福祉施設特別会計のドッグセラピー委託料及びその実績について及び寄附金の詳細についての質疑があり、協議並びに審査された後、その結果を受け3議案とも本会議において可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。以上です。

○議長（上谷政明君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

本道路につきましては、国土交通省において着々と整備を進めていただいておりますが、平成28年10月末での本巣市内の用地取得は、完了地権者数の割合では90.4%、取得面積では95.4%となっております。

また、早期整備を促進するため、7月27日には、山県市長と財務省及び国土交通省に対し補正予算に関する要望活動。10月7日には、本巣・瑞穂・大野・神戸・東海環状自動車道建設促進協議会の関係市町の首長、本巣市東海環状自動車道建設促進協議会会長及び屋井工業団地の企業代表者3名らと岐阜県選出国會議員、自民党本部、国土交通省及び財務省に要望活動を行いました。

また、11月8日には山県市長及び両市の商工会長とともに財務省及び国土交通省に要望活動を行い、引き続き同日実施された東海環状自動車道建設促進揖斐川流域市町連合による秋の東京要望活動にも参加し、他市町の首長とともに国土交通省及び財務省に早期整備の要望を行ってまいりました。

さらに11月15日には、岐阜県道路協会などによる道路整備要望活動にも参加し、他市町の首長とともに国土交通省、財務省、岐阜県選出国會議員に早期整備の要望を行ってまいりました。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市として用地取得などへの協力体制を整え、整備促進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、今年度の市の表彰につきまして御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され、多大な御貢献をされた方々を対象に、功労者表彰、善行者表彰、特別表彰及び感謝状授与として、毎年度表彰させていただいております。

今年度の表彰は、去る11月4日に贈呈式を挙行し、地方自治功労1名、社会福祉功労4名、体育功労2名の合わせて7名の功労者表彰と、多額の御寄附などをいただきました方や100回以上の献血に御協力いただきました方の合わせて6名の善行者表彰、またさきに山口県などで開催されました全国健康福祉祭や全国障害者スポーツ大会、柔道形の選手権等におきましてすばらしい成績をおさめられました3名の方に特別表彰を行ったところでございます。さらには、市内幼稚園14クラスへ本巢市産の広葉樹で作成した積み木のセットを寄贈いただきました3名の方に感謝状を授与させていただきました。

今後とも市民協働を推進するため、市民活動を実践しておられる個人、団体等に対しまして支援をしてまいりたいと考えております。

次に、消防の広域化につきまして御報告を申し上げます。

消防の広域化につきましては、岐阜市への消防委託を前提とする岐阜地域4市1町で構成される消防の広域化に向けて、10月5日に岐阜市、瑞穂市、山県市、北方町との協議開始の申し入れをさせていただきました。その後、10月11日に事務レベルによる4市1町消防広域化連絡会、また10月20日には北方町との調整などを踏まえて、10月31日に岐阜地域4市1町消防広域化推進協議会へ参加する旨の回答を行ったところでございます。これにより参加市町が確定し、来る11月28日に第1回協議会が開催される予定となっております。今後、消防広域化に向けた具体的な内容についての協議が進められていくこととなります。

また、消防広域化の取り組みは、国の市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づくものであるため、10月27日付で県の消防広域化重点地域に指定されてもおります。

また、この消防広域化に伴う現本巢消防事務組合の解散事務につきましては、本巢消防事務組合議会において協議を進めていくこととなります。

こうした消防の広域化に係る進捗状況につきましては、今後具体的な内容をお示しする準備ができた段階で議会に御報告、御相談をしてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第61号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第4、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

平成29年3月31日をもって任期が満了となる人権擁護委員 井納利子氏の後任委員の候補者を推薦するに当たり、新たに長屋八代美氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。したがって、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第5 議案第62号から日程第9 議案第66号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第62号 本巣市税条例等の一部を改正する条例についてから、日程第9 議案第66号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本巢市税条例等の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてでございます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定により、職員の任期を定めた採用等に関する事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

平成28年8月の人事院勧告に伴い、関係する条例を整理する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第66号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から市長の任命制に変更され、新たに農地利用最適化推進委員が創設されたことにより、本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第62号は総務部長から、議案第63号及び第64号は企画部長から、議案第65号は市民環境部長から、議案第66号は産業建設部長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第62号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要2ページのほうをお願いいたします。

今般の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年5月25日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条関係（本巢市税条例の一部改正）につきましては、ア、18条の3で納税証明事項に

係る規定の改正として、軽自動車税に環境性能割が新設され、現行の軽自動車税の名称を種別割と定義され、2種類になったことによる条文を整備したものでございます。

また、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされましたことによる条文の整備として、イ、第19条で納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について、エの第43条で普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定及びこれに係る延滞金の徴収について、オの第48条で法人の市民税の申告納付に係る延滞金について、次のページ、3ページであります。上段のカ、第50条で法人の市民税に係る不足税額があった場合の延滞金につき条文を整備させていただいております。

次に前のページ、2ページへお戻りください。

ウの第34条の4で平成31年10月1日以降に開始する事業年度から法人市民税の税率を「100分の9.7」から「100分の6.0」への引き下げる法人税割の税率に係る規定の改正をしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

軽自動車税環境性能割が新設されましたことによる規定の改正といたしまして、キ、第80条で軽自動車税の納税義務者等に係る規定の改正、クの第81条で軽自動車税のみならず課税に係る規定の追加、コの第81条の3で環境性能割の課税標準に係る規定、第81条の4で環境性能割の税率に係る規定、第81条の5で環境性能割の徴収の方法に係る規定、第81条の6で環境性能割の申告納付に係る規定、第81条の7で環境性能割に係る不申告等に関する過料に係る規定、第81条の8で環境性能割の減免に係る規定をそれぞれ追加する規定の整備をしております。

また、軽自動車税環境性能割の新設に伴いまして、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることにより、サの第82条から第91条までで名称を変更する規定の整備をしております。

次に、4ページをお願いいたします。

附則の改正であります。アの第6条で一定の要件を満たした上で平成30年度から平成34年度までの各年度分個人市民税に限り特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合、その超える部分の金額を総所得金額から控除する医療費控除の特例が新設されたことによる規定の追加をしております。

次に、イの第15条の2で軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が行うこととする規定、第15条の3で県知事が環境性能割を減免する自動車に相当するものとして3輪以上の軽自動車に対し減免することとする規定、第15条の4で環境性能割の申告納付の受け付けは、当分の間、県知事が行うこととする規定、第15条の5で環境性能割の賦課徴収に要する費用を市が県に交付することとする規定、第15条の6で環境性能割の税率の特例として、当分の間の適用税率の規定をそれぞれ追加する規定の整備をしております。ウの第16条で軽自動車税のグリーン化特例を1年延長する規定の改正、エの第20条の2で外国との相互主義に基づき、その外国との間の二重課税の排除等をするための規定の改正をしております。

最後に適用関係でございますが、市県市民税関係につきましては、第34条の4、法人税割の税率改正及び附則第6条の医療費控除の特例に係る部分を除いた規定につきましては平成29年1月1日か

ら、軽自動車税に係る改正規定につきましては平成31年10月1日から適用するものでございます。

以上、税条例等の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第63号及び議案第64号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の40ページをごらんいただきたいと思います。

まず、制定の趣旨でございますが、専門的な知識や経験を備えた人材の活用を図るとともに、多様化する行政ニーズへの効率的な対応を行うため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定により定めるものでございます。

次に、制定の内容についてでございますが、まず第2条及び第3条関係といたしまして、任期つき職員を採用することができる条件として、①といたしまして、高度の専門知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合、②として、専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要な場合、③一定の期間内に終了することが見込まれる業務及び④一定の期間内に限り業務の増加が見込まれる業務について、それぞれ任期を定めて採用することを規定いたしております。

次に第4条につきましては、任期つき短時間勤務職員を採用することができる条件を規定しておりまして、第3条で規定いたしました③及び④の業務に加えまして、⑤として、市民に対するサービスの提供体制の充実、⑥として、部分休業等を取得する職員の業務の代替をする場合に任期を定めて採用することを規定しております。

第5条では、第3条及び第4条に基づき採用される職員の任期の特例といたしまして、やむを得ない事情等による場合、採用した趣旨に反しなければ任期の延長が可能となることを規定いたしております。

次に第6条では、任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないことを、また第7条及び第8条関係では、給与に関する特例といたしまして、まず第7条では第2条、第3条関係の①により採用する職員の給料額を、また第8条では第2条、第3条関係の②から④、第4条関係の⑤及び⑥により採用する職員の給料額につきまして定めるものでございます。

次に、第9条及び第10条関係では、本巢市職員の給与に関する条例の適用除外等といたしまして、各種手当の支給についてそれぞれの任期つき職員の採用区分に応じて除外すること及び給与条例を読みかえて適用することを定めております。

続きまして41ページでございますが、附則の第2項では、任期つき短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定めております本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項に、地方公共団

体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条により、採用する職員を加え、その者の勤務時間を4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内とするものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、公布の日からといたしております。

続きまして、議案第64号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の43ページをごらんいただきたいと思います。

まず、制定の趣旨でございますが、本年8月の人事院勧告に伴いまして関係条例の一部を改正するため、この条例を制定するものでございます。

その制定の内容でございますが、まず第1条関係といたしまして、本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

現在の介護休暇は1つの要介護状態ごとに連続する六月の期間内での取得は可能であります、これを1つの要介護状態ごとに合計で六月以下との期間の長さを維持しつつ介護休暇を請求できる期間を3回以下での範囲内で分割して取得できるようにするものでございます。

また、職員が介護のため勤務をしないことが適当であると認める場合には、連続する3年までの期間において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める介護時間を新たに設けるものでございます。

この第1条につきましては、平成29年1月1日からの施行といたしております。

次の第2条関係につきましては、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、議会議員の期末手当につきまして、今年度の12月分の支給割合を100分の215から100分の225に引き上げるものでございまして、この引き上げにより年間の支給割合を現行の「4.15月」から「4.25月」に0.1月分引き上げるもので、本年4月1日から適用するものでございます。

次に、第3条関係につきましては、同じく本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月分の支給割合を「100分の200」から「100分の205」に引き上げ、12月分の支給割合を「100分の225」から「100分の220」に引き下げるものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第3条につきましては、平成29年4月1日からの施行としております。

続きまして、第4条関係につきましては、本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、常勤の特別職職員の期末手当につきまして、今年度の12月分の支給割合を「100分の215」から「100分の225」に引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の「4.15月」から「4.25月」に0.1月引き上げるもので、本年4月1日から適用するものでございます。

次に第5条につきましては、同じく本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月分の支給割合を「100分の200」から「100分の205」に引き上げ、12月分の支給割合を「100分の225」から「100分の220」に引き下げるものでございまして、

年間の期末手当の支給割合の変更はございません。

なお、この第5条につきましては、平成29年4月1日からの施行としております。

次に、第6条関係につきましては、本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、給与の減額を規定しております第18条につきまして、介護時間を取得し勤務をしない時間を新たに給与を減額する場合として加えるものでございます。

また、第29条第2項第1号の一般職の勤勉手当につきまして、今年度の12月分の支給割合を現行の100分の80から100分の90に、また特定管理職員につきましては100分の100から100分の110にそれぞれ引き上げるものでございまして、この引き上げにより年間の期末勤勉手当の支給割合を現行の「4.2月」から「4.3月」に0.1月引き上げるものでございます。

次に、第29条第2項第2号では、再任用職員の勤勉手当につきまして、今年度の12月分の支給割合を100分の37.5から100分の42.5に、また特定管理職員につきましては100分の47.5から100分の52.5にそれぞれ引き上げるものでございます。

別表第3条関係につきましては、月例給の官民格差を解消するため、1級職員の初任給を1,500円引き上げることとし、若年層についても同程度の引き上げを行いますとともに、他の職員につきましても、それぞれ400円引き上げることを基本とするものでございます。

この第6条につきましては、本年4月1日からの適用としておりますが、第18条の介護時間に係る給与の減額規定につきましては、平成29年1月1日からの施行としております。

次に、第7条関係につきましては、同じく本巢市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、まず12条関係の扶養手当といたしまして、子に要する経費の実情や国全体として少子化対策が推進されていることから、子に対する扶養手当の充実を図るものでございまして、配偶者及び孫を含めた父母等に係る手当を6,500円とし、子に係る手当額を1万円とするものでございます。

なお、配偶者に係る手当額の減額につきましては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に引き下げることとし、それによって生じる原資の範囲内で子に係る手当額を段階的に引き上げるものでございます。

次に、第29条第2項第1号の一般職の勤勉手当につきまして、来年度以降の6月分の支給割合を100分の80から100分の85に、12月分の支給割合を100分の90から100分の85に、また特定管理職員につきましては6月支給分の割合を100分の100から100分の105に、12月分の支給割合を100分の110から100分の105にそれぞれ変更するものでございまして、年間の勤勉手当の支給割合の変更はございません。

次に、第29条第2項第2号では、再任用職員の勤勉手当につきまして、来年度以降の6月分の支給割合を100分の37.5から100分の40に、特定管理職員につきましては100分の47.5から100分の50に引き上げ、12月分の支給割合を100分の42.5から100分の40に、また特定管理職員につきましては100分の52.5から100分の50にそれぞれ引き下げるものでございます。

なお、この第7条につきましては、平成29年4月1日からの施行としております。

続きまして、第8条関係につきましては、本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございまして、給与の減額を規定しております第14条第2項につきまして、一般職員と同様に介護時間を取得し勤務をしない時間を新たに給与を減額する場合として加えるものでございまして、平成29年1月1日からの施行としております。

次に、第9条関係につきましては、同じく本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございまして、扶養手当支給の対象となる扶養親族を規定しております第5条第2項につきまして、子に対する扶養手当額の引き上げに伴い、扶養親族の区分を改正するものでござい

ます。

なお、この第9条につきましては、平成29年4月1日からの施行としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第65号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

お手元の議案説明資料、本巢市議会定例会議案の概要の88ページをごらんください。

1の改正趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、附則の改正で第7項につきましては、上場株式等に係る配当所得等に特定公社債の利子が追加されることにより、条文を整備するものでございます。

第10項につきましては、株式等に係る譲渡所得等が一般株式と上場株式の分離課税に改組されることにより、条文を整備するものでございます。

第11項につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の新設により、条文を整備するものでございます。

第12及び13項につきましては、繰り上げにより条項を整備するものでございます。

次、第14項につきましては、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、次のページの第15項につきましては、特例適用配当等の額を国保税の所得割や軽減判定に用いる総所得金額に含めるために新設するものでございます。

第16から18項につきましては、繰り上げにより条項を整備するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、平成29年1月1日からでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第66号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第66号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例の概要について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要96ページをごらんいただきたいと思います。

1番、改正の趣旨でございます。

平成28年4月1日に農業委員会法が改正されまして、農地のより一層の有効利用を図るため、農業委員の定数や選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員を新設するに当たりまして、関連条例の全部を改正するものでございます。

2番目は、改正内容でございます。

この条例の改正に当たり、条例の名称を本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例から本巣市農業委員会の委員等の定数に関する条例に変更するものでございます。

第2条では農業委員の定数、第3条では農地利用最適化推進委員の定数をそれぞれ19人と定めております。

3番の適用関係としましては、現在の本巣市農業委員会委員の任期が平成29年7月19日となっておりますので、全員の任期が退任する日の翌日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第10 議案第67号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第10、議案第67号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第67号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

東海環状自動車道（仮称）本巣パーキングエリア建設計画に伴い、関係市道路線を廃止及び認定したいので、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

議案第67号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第67号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、説明資料の97ページ、廃止・認定する路線説明をごらんいただきたいと思ひます。

東海環状自動車道（仮称）本巢パーキングエリア建設に伴いまして、既存の市道がパーキングエリア用地となることから、関連する市道3路線を廃止するとともに新たに6路線の認定をお願いするものでございます。

説明資料を1枚めくっていただきまして、98ページの廃止・認定路線位置図をごらんいただきたいと思ひます。

図面の中央部をごらんいただきたいんですが、東西に東海環状自動車道の計画路線が点線で示されております。その中央部に（仮称）本巢パーキングエリアがございまして、図面中央の南北路線でございますが、上高屋から早野まで、最後国道303号線に連絡する市道糸貫103号線でございますが、パーキングエリアの建設に伴いまして連続性がなくなりますので、ここの糸貫103号線を廃止させていただきますまして、新たに糸貫103号線と糸貫2214号線の認定をお願いするものでございます。

同様でございますが、糸貫2012号線を廃止しまして、新たに糸貫2012号線と糸貫2215線に、また糸貫2013号線を廃止しまして、新たに糸貫2013号線と2216号線の認定をお願いするものでございます。

以下、99ページから104ページにつきましては、それぞれの路線の起点、終点を示しておりますので、御確認をお願いいたします。

補足説明は以上でございます。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をいたします。この時計で25分から再開をしますので、よろしくお願ひします。

午前10時15分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

日程第11 議案第68号及び日程第12 議案第69号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第11、議案第68号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について及び日程第12、議案第69号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明申し上げます。

まず、議案第68号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,267万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、障害児通所施設の利用増等に伴う国庫負担金及び県負担金の増額、また国の補正予算に伴う臨時福祉給付金（経済対策分）に係る国庫補助金の増額、また清流の国推進補助金等の補助採択による県補助金の増額、さらに財政調整基金繰り入れなどを行うものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、給与改定に伴う議会議員、常勤特別職及び職員の給与費の増額、また補助採択に伴う農地利用集積モデル地域支援事業補助金、道路ストック総点検業務委託料及び中学校施設改修工事等の増額をするものでございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第69号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入及び歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万8,000円を増額するものでございます。

歳入は、前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出は、給与改定に伴う職員給与費及び消費税を増額するものでございます。

詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第68号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第68号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほかに、議案の概要の104ページの次でございます12月補正予算（案）の概要もあわせてごらんいただければというふうに思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,267万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億7,923万7,000円とするものでございます。

少し飛びまして、5ページをお開き願いたいと思います。

第2表 繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

3民生費、社会福祉費、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業につきましては、国の消費税率引き上げに伴う影響を緩和するための新たな給付事業でございまして、国における2次補正予算による事業でございまして、年度内に事業完了が見込めないために、新年度に予算を繰り越すもので

ございます。

次に10教育費、中学校費、本巣中学校屋外運動場整備事業につきましては、屋外運動場の水はけを改善するための整備事業でございまして、国の追加予算内示をいただきましたが、所要の工期が確保できないということから繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に6ページでございますが、第3表、地方債の補正をお願いするものでございます。

小学校教育施設等整備事業債につきましては、席田小学校太陽光発電施設整備事業に伴う地方債として1,000万円を、また中学校教育施設等整備事業債につきましては、本巣中学校屋外運動場整備事業に伴う地方債として3,610万円を補正するものでございますが、この2件につきましては国庫補助金の学校施設環境改善交付金の内示に伴い、補正予算債として新規計上するものでございます。

またその下、合併特例債につきましては、補正前8億5,100万円から補正後8億3,610万円と1,490万円を減額するものでございますが、社会資本整備総合交付金の追加内示に伴う国庫補助金の増により合併特例債を減額するものでございます。

なお、いずれも証書借入れの方法で利率を3%以内とするものでございます。

次に9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず、上段の国庫負担金でございますが、1目民生費国庫負担金、補正額770万4,000円につきましては、主に放課後デイサービス施設の利用者の増に伴い国庫負担金を増額するものでございまして、国の負担率につきましては2分の1というものでございます。

次に、中段の国庫補助金でございますが、2目民生費国庫補助金、補正額7,975万6,000円につきましては、繰越明許費で御説明をいたしましたが、国の2次補正予算に計上されたものでございまして、来年4月から平成31年9月までの2年半分として1人につき1万5,000円を前倒しをして支給するもので、支給対象者につきましては現在の臨時給付金対象者と同じでございます。来年2月末からの受け付け開始を予定しております。財源は全額国庫補助金でございまして、歳出でも同額を計上しております。

次に、4目土木費国庫補助金、補正額2,009万3,000円につきましては、社会資本整備総合交付金の国の2次補正予算による追加配分に伴う増額でございまして、市道糸貫7号線整備事業に財源を充当し、合併特例債を減額し、歳入財源を組み替えるものでございます。また、防災・安全交付金につきましても追加内示に伴い増額するものでございまして、歳出で新規に予算計上しておりますが、道路ストック総点検事業に財源充当するものでございます。

次に、5目教育費国庫補助金、補正額1,866万5,000円につきましては、国の内示により増額予算を計上するものでございます。小学校費補助金につきましては、席田小学校の太陽光発電整備事業でございまして、当初予算に計上していたことから増額分を補正計上し、中学校費補助金につきましては、本巣中学校屋外運動場整備事業について新規に増額をお願いするものでございます。

次に、下段の県負担金、1目民生費県負担金、補正額385万2,000円につきましては、国庫負担金

で御説明をいたしました放課後デイサービス施設の利用者の増に伴い県負担率2分の1について増額するものが主なものでございます。

次に10ページでございますが、上段の県補助金、1目総務費県補助金、補正額910万円につきましては、清流の国ぎふ推進補助金として県から交付決定があったため補正をお願いするものでございまして、子育て支援サイト構築事業、企業フェア事業、社会体育施設へのバイオトイレ設置事業及び地震断層観察館改修事業の4事業に財源充当するものでございます。

またその下、4目農林水産業費県補助金、補正額230万円につきましては、柿の新品種「ねおスイート」の普及事業に伴う元気な農業産地構造改革支援事業費補助金、補助率3分の1の30万円及び農地利用集積を推進する真正地域の農業担い手が経営基盤を強化するための機械購入経費に対する農地利用集積モデル地域支援事業補助金、補助金10分の10でございますが、200万円をお願いするものでございまして、いずれも補助採択により新規に予算計上するものでございます。

次に、中段の基金繰入金の4目財政調整基金繰入金2,000万円につきましては、財源調整として繰り入れをお願いするものでございます。

その下、市債につきましては、地方債の補正で御説明をいたしましたとおり、合計で3,120万円の増額をお願いするものでございます。

次に11ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。

主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、議会費を初めとして各款の給料、職員手当等につきましては、人事院勧告による条例改正の議案を今議会に提出をさせていただいておりますが、この条例改正に基づく増額及び職員の年度中の退職、採用に伴う人事異動及び育児休業等に伴い補正をお願いするものでございます。

次に12ページをお開き願いたいと思いますが、下段の社会福祉費の一番下の3目障害者福祉費、補正額1,388万5,000円につきましては、歳入でも御説明をいたしましたが、近隣市町に放課後デイサービス施設が増設されたこと等に伴い、利用者及び利用日数がふえたことから増額をお願いするものでございまして、国・県の負担率4分の3、市の負担率が4分の1というものでございます。

次に13ページでございますが、同じく社会福祉費、10目臨時福祉給付金等給付事業費につきましては、歳入で御説明をいたしましたが、歳入と同額の7,975万6,000円を補正計上しております。

次に、下段の児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額642万円につきましては、市外の保育施設に通う広域入所児童の増加に伴い、保育実施委託料の増額が主なものでございます。

次に14ページでございますが、一番下の農業費、3目農業振興費、補正額260万円につきましても、歳入で御説明をいたしましたが、柿の新品種のねおスイートを普及するため、苗木1本3,000円、300本の購入費に対して県補助金3分の1に市補助金3分の1を加え、柿振興会への補助金として60万円を、また真正地域の農地集積を推進するため、農業用機械を購入する農業担い手への補助金として県の補助金と同額の200万円をお願いするものでございます。

次に16ページをお開き願います。

中段の道路橋りょう費、5目社会資本整備総合交付金事業費、補正額900万円につきましては、

主に北部地域の市道のり面等落石危険箇所を点検するための基礎調査委託料として国の追加内示に伴い、新規に増額補正をお願いするものでございます。

次に17ページでございますが、中段の中学校費、1目学校管理費、補正額7,576万1,000円につきましては、本巢中学校のグラウンドの水はけ改善のためヒノキクレー工法による舗装を行うものでございまして、国の補助採択に伴い、新規に委託料及び工事請負費をお願いするものが主なものでございます。

次に19ページをお開き願いたいと思いますが、公債費、1目元金、補正額506万3,000円の増額及び2目利子、補正額1,200万1,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借入れを行いました市債6件の新利率の適用によりまして利率が下がったことから今年度償還として利子が減額となる一方で、負担金につきましては、償還方法が元利均等方式のために逆に増額することになり、補正をお願いするものでございます。

以上、一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第69号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

議案第69号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、補正予算書1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,648万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入から御説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額100万円の減額でございます。これは、次の4款1項1目繰越金が補正額648万8,000円で、平成27年度決算額が当初予算より増額となったことによるものでございますが、このことに伴いまして、3款の一般会計繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費、補正額429万6,000円につきましては、給与改定等に伴いまして職員給与費に不足が生じたものでございます。また、同じく27節公課費につきましては、確定申告によります消費税の増額と、それに伴います予定納税額の増額に伴いまして予算が不足するため、所要額の増額をお願いするものでございます。

2款1項公債費につきましては、利率見直し方式で借入れた市債の利率見直しに伴いまして、1目元金で補正額7万3,000円の増額、2目利子で補正額15万6,000円の減額でございます。

以上、平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

日程第13 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第13、発議第3号 議会規律等検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議席番号9番 安藤重夫君と8番 高橋勝美君の退場を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○18番（鵜飼静雄君）

こういう除席を求める場合というのは、基本的には一人一人を対象にやるべき問題じゃないですか。複数でこういうことをやるということになると、仮に例えば半分ぐらいの人を相手にこれをやれば、議会としてはもう成立しなくなりますね。例えば、懲罰とかそういうような場合でも、複数で懲罰をやるということはありませんよね。あくまでも一人一人を対象にやるわけです。だから、こういう場合でも除席でやるということになれば、あくまでも一人一人の問題でやるべきだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ちょっと暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

鵜飼議員に申し上げます。

鵜飼議員のおっしゃるとおりだと思いますけど、今回は特別委員会の設置についてということだけですので、ここで審議してもらうわけではありませんので、設置という案件ですので、このお二方を退席願うということで求めておりますが。

○18番（鵜飼静雄君）

だから、一般論としてこういう設置をするということであれば、除席の対象にはならないと思うんですね。特に今回具体的に誰というふうに明記してあるわけでもありませんので、規律をどうするかということについて検討する委員会をつくるということなので、そうであれば除席の対象にならないというふうに私は思いますが。

〔「そんなことまあええやん。どうということあらへんで」と呼ぶ者あり〕

○議長（上谷政明君）

御異議がありますので、一応起立によって採決したいと思いますので、いかがでしょうか。

採決することに御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

ちょっと、もう一遍暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

安藤重夫君と高橋勝美君の退場の件につきまして、退場しなくてもいいとおっしゃる諸君の賛成の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数ですので、それでは退場しないということで議事を進めていきたいと思っております。

発議第3号について、提出者の説明を求めます。

14番 瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

それでは、発議第3号 議会規律等検討特別委員会の設置についての提案説明をさせていただきます。

提出者、私、瀬川治男。賛成者は、村瀬明義議員、後藤壽太郎議員、中村重光議員、黒田芳弘議員、鏝本規之議員の5名であります。

本巣市政治倫理要綱の規定に基づく申し立てについて、9月8日付で政治倫理審査委員会からの審査の結果の報告がありました。

その報告内容を受け、議会の規律に基づく対処すべき事案と、政治倫理審査会の開催を否定するような行為に対する事案について、議会としてどのように対処するかを決定するため、この特別委員会を設置するものであります。

委員定数につきましては6人とし、審査については議会の閉会中も行うことができるものとします。また、審査終了まで継続して審査を行うこととするものであります。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の説明の中でもありますし、ここの提案理由の中にも書いてありますけれども、政治倫理審査委員会の答申に基づくということで、本文にありますこの設置についての中身についてはいいとしても、この政治倫理審査委員会の答申に基づいてということでやられるということになると、この

政治倫理審査委員会の答申が全て正しいという前提に立つというふうになります。

けれども、私はこの政治倫理審査委員会の答申を見ておまして、矛盾したところ、あるいは誤解、間違いというのが多々見受けられた。だから、このことについては、その内容についてもさらに精査した上でこういった提案をされるのがいいのではないかというふうに私は思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上谷政明君）

14番 瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

鵜飼議員のおっしゃることももちろんだと思いますけれども、この提案する段階で審査委員会のほうからの、要するに議長宛てにこの部分についてはおかしいんじゃないかということで戻ってきた部分について検討してもらおうという委員会を設置するという事なんで、中身につきまして私たちも、鵜飼議員はしっかり勉強しておみえになるかわかりませんが、秘密会の中で行われたことをごさしまして、よくわかっておらんのが実情でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

今、政治倫理審査会の答申について、鵜飼議員のほうからそのような発言もあります。私たちもメンバーの一人として、一生懸命そのことについていろいろ慎重審議をした。そして、その内容については当人に対しても連絡が行ってあります。その中において、審査された当の本人たちから審査内容について、また結論に対して何ら異議申し立てがなされていません。よって、第三者、当人以外の人間がそのことについてとやかく言われることはないかと思っておりますので、この提案について、またしっかりと審議をしてもらって、答申に従って御審議願えればいいんじゃないかなあというふうに思っておりますけれども、そういうところをしっかりとしてもらえれば結構かと思えます。

[「何も質疑あらへんがな」と18番議員の声あり]

○議長（上谷政明君）

賛成者の質疑がありましたので、まだありますか。

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

この規律の特別委員会の設置について、2つの問題についてということになっております。これは先ほど何か2人の問題ということは、それぞれが別々の事案ということになるのかということと、なぜそれを聞くかということ、規律に関してはこれは手前勝手な解釈をすれば、安藤議員、

たばこの問題等になると思います。たばこの問題につきましては、その行為が行われた直後に陳謝をしております。またそのことによって政治倫理委員会が開催され、これはよろしくないよということでございまして答申を受け、当時の議長は全協で嚴重注意ということを書いてみます。そういう問題がありますと、この2つの問題が片一方はそういう形で、自分なりに判断すれば終わっておるだろうという考えもありますし、片方の問題につきましては、これはそれぞれ議員さんが考える考えによって違う問題だろうと思いますので、それはどうこう言いませんが、この規律だけがその問題であるならば、2つ同時に提案するというのも、今度賛否を問うときに非常に難しい問題になると思いますが、提案者についてはどのようにお考えですか。

○議長（上谷政明君）

瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

今、道下議員からのお話で2人とか2つとかいうお話が出ていますけど、私、そういった提案は全然しておりませんので。

○10番（道下和茂君）

2つの議案でこれ、上がっているでしょう。

○14番（瀬川治男君）

いや、そんなことはどこに言っていますか。

○10番（道下和茂君）

この提案理由を見ますと、議会の規律に基づき対処すべき事案と政治倫理審査委員会の開催を否定するような行為に対する処置をという、これは2つじゃないんですか。

○14番（瀬川治男君）

正直申し上げて、私もよくわかっておらんので、こういう委員会をつくるということを提案しておるんであって、中身をそこに任せるという意味で提案しておるわけなんで、御賛同願いたいと思はいます。

その辺については、委員会の中でどうされるかについてはまた検討してもらったらどうかと思いますけど。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

提案されて提案を説明できないということは、それは私、おかしいと思う。任されたのならしっかりと頭に入れていただいてやっていただかないと。それなら仮に誰かが、先ほども申しましたね、規律に関することはもう終わっておる。だけど、倫理委員会を否定する問題については当然やらないかんといったときに、どちら、じゃあ賛成、反対の採決をとったときにどうするんですか。

○14番（瀬川治男君）

確かに政治倫理審査委員会からの報告の中には2案件にはなっております。

その辺を含めて特別委員会のほうで考えていただくということでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

○14番（瀬川治男君）

よろしくお願ひいたします。

○議長（上谷政明君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号について、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど質疑で申し上げましたように、政治倫理審査委員会の答申を受けて、そのままストレートにそれを受けてこれを設置するというのは、いかにも拙速だというふうに言わざるを得ません。

さらに、先ほど私の発言に対して鵜本議員から第三者が何を言うんだというような発言がございました。議員は第三者というふうに捉え、何も言うなというようなやり方については到底承服できないということもつけ加えて反対します。

○議長（上谷政明君）

反対討論がありました。提案に賛成の討論はありますか。

[挙手する者あり]

3番 鵜本規之君。

○3番（鵜本規之君）

賛成討論というよりも、今の発言の中に政治倫理審査会において審査した結果を提出したわけですから。そして提出は当然議員全員にまた閲覧も可能なようにしてあります。また、審査した3名の議員に対してもこういう内容であるということは報告がしてあります。当然、委員長から報告があったはずですが、その中において、審議されたことにおいて納得した人もいないかもしれないし、いないかも知れませんが、私どものほうにおいて、この異議申し立て、不同意であるというような意見が委員長から報告されていない中において、その中で審議されたことにおいて、他の人がどうであれこうであれということを使うべきではないというふうにして発言をしました。

当の本人がその罪の重さ云々があるということはまた別として、やった行為について反省の弁を述べておられることにおいて、私たちが審議した当委員会の中においては、そういう問題はどうかのということでちゃんと答申が出ております。それに対して答申をいただいた、また審査された議員各位から、それに対して異議申し立てが一切ない中において私たちは結論を出して、それで私たちの委員会は異議がなかったということから、この委員会を結果として解散という形になったと思っております。

もし異議申し立てがあれば、審議のやり直し、また証人としていろんな人に来てもらって、そして委員会の中で協議をし、調べ、また参考人等呼んで審議するべきであったと私は思っておりますけれども、そういうものがなかったということは、私たちが出した答申において審議された3名の方は不同意ではないというふうに解釈しておりますので、それ以外のことについて、内容についてはまた別として、とやかく言われる筋合いはないということで、委員会のメンバーとして私はそのように発言をしたわけでございます。

今回のことについて、賛成、反対の討論ということで反対の討論が出ましたので、私としては賛成の討論をさせていただきます。

この委員会設置において、いろいろな形で答申がなされ、また議会の規律に関することということで、それは議会の中でそのときにやるべきことであろうというような答申が出されました。

また、[※] _____、当の代理人である人たちからいろいろな形のものが出てきておりますので、そういうものに対して。

〔「おかしいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（上谷政明君）

3番議員、まだ名前が出ておりませんので、取り消してください。

○3番（鰐本規之君）

御無礼しました。今の名前のところは削除してください。

審議をしてくださいというような形が出ておりますので、メンバーをつくって、また新たに審議してもらえれば結構だと思っておりますので、私は賛成の意見とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第3号 議会規律等検討特別委員会の設置については原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議会規律等検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1と

※ 後刻取り消し発言あり、副本より削除

して直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議会規律等検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議会規律等検討特別委員会委員の選任について

○議長（上谷政明君）

追加日程第1、議会規律等検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会規律等検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

18番 鶴飼静雄君、14番 瀬川治男君、13番 若原敏郎君、12番 村瀬明義君、11番 中村重光君、7番 高田文一君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会規律等検討特別委員会委員には、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより議会規律等検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。議会規律等検討特別委員会委員は第1委員会室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、暫時休憩をします。

午前11時13分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会規律等検討特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告します。

議会規律等検討特別委員会委員長 鶴飼静雄君、副委員長 高田文一君、以上のとおりです。

日程第14 議員派遣について

○議長（上谷政明君）

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

11月25日金曜日午前9時より本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

